諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年６月２９日（令和８年（行情）諮問第９０１号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７２１号）
事件名：特定職員に係る給与支払に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年１２月９日付け２０２２１０１１特許１４により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、請求内容における「特定年月日に死去した特許庁職員の特定個人の平成２８年及び平成３０年の給与支払いに関する文書（特に職員別給与簿）。（２件分）」に関する文書は、特許庁にとって人事管理上重要な行政文書であり、公益性の観点から全てが開示されるべきである。

もし、廃棄したなら、作成年月日、保存期間、廃棄年月日を明確にしていただきたい。移管したなら、作成年月日、保存期間、移管年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和４年１０月５日付けで、法３条の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月１１日付けでこれを受け付けた。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、令和４年１１月１日付けで、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をした。その後、本件対象文書を特定し、法９条２項の規定に基づき、同年１２月９日付けで、２０２２１０１１特許１４をもって、下記２のとおり、全部を不開示と

する決定（原処分）を行った。

（３）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和５年３月１５日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月２０日付けで本件審査請求を受け付けた。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、全部を不開示とする原処分を行った。

原処分において、不開示とした理由は、以下のとおりである。

該当する行政文書（当審査会注：特定個人に係る平成２８年の職員別給与簿）は、特許庁において、保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため、不開示とする。

なお、平成３０年の職員別給与簿については、特許庁において作成・取得しておらず、保有していないため不開示とする。

３　審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、該当文書は特許庁にとって人事管理上重要な行政文書であり、公益性の観点から全てが開示されるべきである旨主張している。

しかしながら、職員別給与簿の保存期間は翌年度の始期から５年間であり、平成２８年の職員別給与簿は令和４年３月末で廃棄しているため、開示請求時点で廃棄済みである。

また、特定個人の平成３０年の職員別給与簿は特許庁において作成も取得もしていないため、保有していない。

したがって、これを不開示とした原処分は妥当である。

４　結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月２９日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２１日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

諮問庁は、上記第３の３において、職員別給与簿の保存期間は翌年度の始期から５年間であると説明する。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該保存期間は、人事院規則１－３４（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の規定に基づくとのことであった。

当審査会において、人事院規則１－３４の規定を確認したところ、職員別給与簿の保存期間の定めは、上記第３の３の諮問庁の説明と符合する。そうすると、特定個人に係る平成２８年の職員別給与簿は、本件開示請求時点で廃棄済みであるとする上記第３の３の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、また、本件開示請求が、特定個人が平成２９年に死去したことを前提に行われたものであることを踏まえると、特許庁において、特定個人に係る平成３０年の職員別給与簿を保有しているとは考え難い。

したがって、特許庁において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに約４年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

特定年月日に死去した特許庁職員の特定個人の平成２８年及び平成３０年の給与支払いに関する文書（特に職員別給与簿）。（２件分）